

平成 26 年度第 3 回岩手県子ども・子育て会議
子ども育成部会

日 時：平成 26 年 12 月 18 日（木）
14：00～15：30
場 所：盛岡合同庁舎 8 階 講堂 B

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）の検討について

4 その他

5 閉 会

**平成 26 年度第 3 回岩手県子ども・子育て会議
子ども育成部会 名簿**

平成 26 年 12 月 18 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 30

盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 B

【委員】

区分	分野	所属団体	職名	氏名	摘要
子どもの 保護者	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代	欠
	中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	熊谷 義弘	
子ども・子 育て支援 事業者	保 育	日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子	
	教 育	岩手県国公立幼稚園協議会	事務局長	村上 幸子	
	健全育成	岩手県社会福祉協議会 児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	熊谷 幸一	欠
		福 祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ
岩手県児童養護施設協議会	会長		千葉 寛		
その他知 事が必要 と認める 者	教 育	岩手県小学校長会	大慈寺小学校長	藤川 ひとみ	欠
	労 働	岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修	欠
	報 道	岩手朝日テレビ	総務部副部長	小野寺 洋美	

【事務局】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援課	総括課長	南 敏幸
		主幹兼子ども家庭担当課長	小野寺 嘉明
		少子化・子育て支援担当課長	高橋 一志
		主任主査	及川 有史

いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）【骨子】

項目	内容
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務及び市町村、県民等の役割を明らかにし、施策の基本となる事項を定める。 ○ 県民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図り、岩手の未来を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てに関する希望がかなえられる社会の実現に寄与する。
2 定義	
子ども	○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
保護者	○ 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
子ども・子育て支援	○ 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、県、市町村又は地域における子育ての支援を行うものが実施する子ども及び子育てし、又は子育てしようとする者に対する支援をいう。
子ども・子育て支援機関・団体	○ 保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、幼稚園、学校等の教育機関その他の関係機関及び関係団体のうち、子ども・子育て支援を行うものをいう。
3 基本理念	
権利等の尊重	○ 子ども・子育て支援は、子どもの 権利を尊重 することを基本とし、 子どもの最善の利益 を考慮して行われること。
価値観の尊重	○ 子ども・子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する 個人の価値観 が尊重して行われること。
相互連携及び協力	○ 子ども・子育て支援は、県、市町村、県民、事業主等が 相互に連携し、協力 して行われること。
4 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に実施する。 ○ 子ども・子育て支援に関し、専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施する。 ○ 子ども・子育て支援に取り組む主体が、それぞれの役割を果たし、相互に連携して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言及び適切な支援に努める。
5 市町村の役割	○ 基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を 総合的かつ計画的に実施 するよう努める。
6 県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念にのっとり、子ども・子育て支援の重要性についての関心と理解を深めるよう努める。 ○ 県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努める。

項目	内容
7 保護者の役割	○ 基本理念にのっとり、 深い愛情 を持ち、子どもの生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもを心身ともに健やかに育てるよう努める。
8 子ども・子育て支援機関・団体の役割	○ 基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する 専門的な知識及び経験 を生かし、子ども・子育て支援の取組を積極的に行うよう努める。 ○ 県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する 施策に協力 するよう努める。
9 事業主の役割	○ 基本理念にのっとり、雇用する者の職業生活と家庭生活の両立が図られるように必要な 雇用環境の整備 に努める。 ○ 県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する 施策に協力 するよう努める。
10 基本的施策	○ 県は、子ども・子育て支援の推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずる。
子どもへの支援	○ 子どもの健やかな成長を支援するため、子どもの権利を尊重しつつ、子どもが愛情に育まれていることが 実感できるような取組 及び地域における子どもの 健全な育成 を目的とした活動を支援するとともに、 援護 を必要とする子どもの 福祉の増進 を図る。
子育て家庭への支援	○ 子育て家庭を支援するため、子育てを支援する 地域づくり 及び職業生活と家庭生活が両立できる 職場環境づくり を推進するとともに、 親と子の健康づくり 、 子育て相談支援体制 及び 保育サービスの充実 に向けた取組を推進する。
若者への支援	○ 若者が家庭や子育てに 希望 を持つことを支援するため、家庭や子育てに関する 情報の提供 により家庭や子どもの大切さ及び子育てをすることの意識の醸成を図るとともに、 就労に向けた支援 を行うほか、若者の 交流活動 を推進する。
11 基本計画	○ 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の 総合的かつ計画的な推進 を図るため、 基本的な計画 （※）を定める。
12 推進体制の整備	○ 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するための必要な 体制を整備 する。
13 実施状況の公表	○ 県は、毎年度、子ども・子育て支援に関する施策の 内容 について公表する。
14 普及啓発	○ 県は、県民、子ども・子育て支援機関・団体及び事業主が子ども・子育て支援に対する 理解を深める ことができるよう、子ども・子育て支援に関する 普及啓発 に努める。
15 施行期日	○ 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

※ 「基本的な計画」：次世代育成支援対策推進法の規定により策定された計画（いわて子どもプラン）を、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

条例骨子の主な修正点

	修正前	修正後	修正理由等
1	(定義) 子ども・子育て支援 すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、県、市町村又は地域における子育ての支援を行うものが実施する子ども及び <u>保護者</u> に対する支援をいう。	(定義) 子ども・子育て支援 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、 <u>市町村</u> 又は地域における子育ての支援を行うものが実施する子ども及び <u>子育てし、又は子育てしようとする者</u> に対する支援をいう。	本条例の支援の対象者として、将来において子育てをしようとする者（次代の親）も対象とすることから記載するもの。
2	(定義) 子ども・子育て支援団体 特定非営利活動法人その他の団体であつて、子ども・子育て支援を行うものをいう。	(定義) 子ども・子育て支援機関・団体 保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、幼稚園、 <u>学校教育機関</u> その他の関係機関及び関係団体のうち、子ども・子育て支援を行うものをいう。	前回（第2回）の当部会における意見を参考とし、保育所、児童養護施設、幼稚園、学校等についても支援機関とし、例示を入れながら分かりやすい記載とするもの。
3	(基本理念) 子どもの権利及び <u>利益</u> が尊重されること。	(基本理念) 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重することを基本として、 <u>子どもの最善の利益</u> を考慮して行われなければならない。	パプコメにおける意見を参考とし、子どもの権利条約における規定を踏まえた記載とするもの。
4	(基本理念) 県、市町村、県民、 <u>保護者</u> 、事業主等が相互に連携し、協力すること。	(基本理念) 子ども・子育て支援は、県、市町村、子どもも子育て支援機関・団体、事業主及び県民が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。	主語である「子ども・子育て支援」には保護者が含まれていること、保護者については支援される対象であることから削除するもの。
5	(市町村の役割) 子ども・子育て支援に <u>取り組む人材の確保</u> 及び <u>育成を図り、総合的かつ計画的に子ども・子育て支援に関する施策を実施するよう努める</u> 。 子ども・子育て支援に <u>取り組む体制を整備するよう努める</u> 。	(市町村の役割) 市町村は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。	地方分権の流れの中において市町村の自主性を考慮する必要があること、他の法律における規定とのバランス等を考慮して修正するもの。

	修正前	修正後	修正理由等
6	(保護者の役割) 深い愛情をもって子どもを健やかに育てる。	(保護者の役割) 保護者は、基本理念にのっとり、深い愛情を持ち、子どもの生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、 <u>子どもを心身ともに健やかに育てるよう努めるものとする。</u>	前回(第2回)の当部会における意見に、他の法律の規定も踏まえ修正するもの。
7	(学校等の役割) 子どもを安心して育むことができる環境づくりに努める。	(削除)	子ども・子育て支援機関・団体の役割に統合するもの。
8	(基本的施策) 子どもの健やかな成長を支援するため、家族の愛情に育まれて成長することが実感できるような取組及び地域における子どもの健全な育成を目的とした活動を推進するとともに、社会的に支援を必要とする子どもの福祉の増進を図る。	(基本的施策) 子どもの健やかな成長を支援するため、 <u>子どもの権利を尊重しつつ、子どもが愛情に育まれていくことを実感できるような取組及び地域における子どもの健全な育成を目的とした活動を推進するとともに、支援を必要とする子どもの福祉の増進を図ること。</u>	子どもの権利擁護の重要性を踏まえ、子どもに対する施策においては、権利を尊重することを明確にするため修正するもの。
9	(基本的施策) 子育て家庭を支援するため、みんなで子育てを支援する地域づくり及び子育てにやさしい職場環境づくりを推進するとともに、親子の健康づくり、子育て相談支援体制及び保育サービスの充実に向けた取組を推進する。	(基本的施策) 子育て家庭を支援するため、子育てを支援する地域づくり及び職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを推進するとともに、親子の健康づくり、子育て相談支援体制及び保育サービスの充実に <u>向けた取組を推進すること。</u>	より具体的な記載に修正するもの。
10	(基本的施策) 若者が家庭及び子育てに希望を持てる環境を整備するため、家庭や子どもの大切さ及び男女がともに子育てをする意識の醸成を図るとともに、若者の交流活動を促進する。	(基本的施策) 若者が家庭や子育てに希望を持つことを支援するため、 <u>家庭や子育てに関する情報の提供により家庭や子どもの大切さ及び子育てをすることの意識の醸成を図るとともに、就労に向けた支援を行うほか、若者の交流活動を推進すること。</u>	前回(第2回)の当部会における意見を参考に、情報の提供と就労の支援について規定するもの。

第2回子ども育成部会（H26.9.10）における意見への検討状況

	骨子項目	意見	検討状況
1	定義	保育所や幼稚園の位置付けが分かりやすいような記載した方が良い。	定義の規定に、保育所、児童養護施設、幼稚園、学校等を例示する。
2	県の責務	県民に対してより強いメッセージを発信するため、「推進する」を「実施する」に、「支援に努める」を「支援する」のように表現して欲しい。	条文作成において対応を検討する。
3	保護者の役割	深い愛情は基盤となるが、保護者の役割として、生活のために必要な習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達などが具体的な役割であり、深い愛情という表現は適当か。	保護者の役割において、より具体的な内容を規定する。
4	学校等の役割	県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める旨の記載をした方が良い。	① 定義に、保育所、児童養護施設、幼稚園、学校等を例示する。 ② 学校等の役割については、「子ども・子育て支援機関・団体の役割」に統合する。
5	学校等の役割	記載内容が分かりにくいことから表現を見直して欲しい。	
6	学校等の役割	「学校等」に保育所、幼稚園等を含むのであれば、表現を見直した方が良い。	
7	学校等の役割	子どもは守り育てられることが前提となっているが、子ども自身が育まれる要素も大事である。	
8	学校等の役割	学校が、健やかに育むために何をすればいいのかという視点からの内容を記載すべき。家族を構成することや、子育てに対する希望が持てるような教育のようなものを記載して欲しい。	
9	基本的施策	規定する順番について、「子ども」「家庭」「若者」とした方が良い。	条文作成において対応を検討する。
10	基本的施策（子育て家庭への支援）	親自身の学びの場を確保することが必要であり、例えば、養育力の充実を図ることができるような学びの環境をつくることを記載して欲しい。	今後、子育て相談体制や子育て応援情報の充実に向けた具体的な施策の参考とする。
11	基本的施策（子育て家庭への支援）	保育サービスのところに、教育も追加して欲しい。	今後、学校教育の推進に向けた具体的な施策の参考とすること。

	骨子項目	意見	検討状況
12	基本的施策（若者への支援）	若者が希望を持てる環境を整備するとあるが、「安心して営める」などの言葉としてもいいのではないか。	若者への支援において（学習機会の確保のための）情報提供と（経済的な安定に向けての）就労支援について規定する。
13	基本的施策（若者への支援）	意識の醸成の前に、学習の機会が必要である。	
14	基本的施策（若者への支援）	若者への支援としては、結婚支援と就職支援が必要であることから、就職支援が分かるように記載して欲しい。	
15	広報啓発	条例制定後、広報についてはしっかり対応して欲しい。	条例制定後における周知の際の参考とする。
16	その他	連携先として医療機関も重要であり記載して欲しい。	条文作成において対応を検討する。
17	その他	条例内容が分かりやすい表現として欲しい。	条文作成において参考とする。
18	その他	岩手県からのメッセージとして整理できればいい。	条例作成において参考とする。